

冬の寒さも少しずつ和らぎ、春の気配を感じる日が多くなってきました。「3月は去る」という言葉があるように、この時期は卒園や卒業、新生活への準備など何かとバタバタする季節です。あせる気持ちを落ち着かせて日々過ごすことを心がけましょう。まずはこの情報プラザをゆっくりとご覧ください。

☎ 0164-62-1211

👉 <http://www.town.haboro.lg.jp/>

✉ s-kouhou@town.haboro.lg.jp

お知らせ

羽幌町ホームページがリニューアル

町では現在、公式ホームページのリニューアルに向けた準備をしており、4月からの公開を目指して作業を進めています。

今回のリニューアルでは、より見やすく、探しやすいホームページにするため、ページ構成やサイトデザインを変更。今まで以上に内容を充実し、羽幌に関する情報を全国に発信していきます。

新しいホームページの特徴

- 文字サイズを簡単に拡大・縮小できる機能を追加
- 背景色と文字色の組み合わせを数パターン用意し、誰もが使いやすいように配慮
- サイト全体の共通メニュー「グローバルナビ」を導入し、「暮らしの情報」「観光情報」といった入口からどのページにも移動が可能
- 知りたい情報に簡単にたどり着けるよう、情報の分類を整理
- 「引越し」「子育て」などの生活場面からも情報を探すことが可能

アドレスはこれまでと変わりませんので、引き続きご利用いただけます。

ホームページアドレス <http://www.town.haboro.lg.jp/>

羽幌町

検索

お問い合わせ

総務課情報管理係・広報広聴係 ☎ 62-1211

住宅リフォームに助成金を活用ください

町では昨年度に引き続き、地元の建設業者が行う住宅の増改築、修繕などの改修工事に対し、費用の一部を助成します。助成内容をご確認いただき、有効にご活用ください。助成金の交付条件や申込受付期間などは次のとおりです。



助成金額 一律 20万円(助成は同一住宅につき1回限り)

助成対象件数 21件

申込者が多数の場合は、抽選により助成対象者を決定します。

助成金の交付条件(表のすべてに該当すること)

対象者	・羽幌町に住民登録がある方 ・町税及び使用料を滞納していない方
対象住宅	・本人または親族が所有している住宅 ・現在、本人が居住している住宅
施工業者	・町内の建設業者 (町内に主たる事業所等のある建設業者、建設工事を業としている町内の個人事業主)
工事費用	・100万円を超える工事であること (他から補助を受ける場合、その額は工事費用に含まない場合があります)

設計費や外構工事費(通路舗装、庭園、車庫など)、産業廃棄物運搬処理費、消費税などは助成対象外です。

申込受付期間 4月2日(月)~4月16日(月)

申込方法

原則、改修工事に着手する前に申請が必要です。該当する工事内容や手続きなどの詳しい内容は、町民課または町内建設業者へお問い合わせください。

申込・お問い合わせ

町民課住宅係 ☎ 68-7003(直通)

高額な外来診療の窓口支払が軽減されます

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入しているみなさまへ

4月1日から、「限度額適用認定証(認定証)などを提示すれば、病院などの窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。(柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージは対象外)

70歳未満の方、70歳以上で住民税非課税世帯の方で高額な外来診療を受ける場合は、事前に認定証の交付を受ける必要があります。手続きの方法など詳しくはお問い合わせください。

これまで

高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で申請をいただくことで高額療養費としてお返ししていました。

4月1日からは

認定証などを提示することで、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。



認定証の交付申請・お問い合わせ

福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004(直通)

協会けんぽからのお知らせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部の健康保険料率が、次のとおり変わります。経営環境、家計が大変厳しい状況の中ではありますが、加入者みなさまの医療・健康・生活を支えるためご理解ご協力をよろしくお願いいたします。詳しくはお問い合わせください。

(現行) (平成24年3月分から)
健康保険料率 9.60% ▶▶ **10.12%**

お問い合わせ

全国健康保険協会北海道支部 ☎ 011-726-0352

3月は年度末です。各税金や使用料などの納め忘れはありませんか? いま一度確認を!

【毎月27日は納税出張窓口を開設しています】

会場: 川北老人福祉センター ☎62-1424

時間: 午前9:00~正午

国民健康保険税の課税限度額が変わります

地方税法施行令の改正に伴い、羽幌町の国民健康保険税を算定する際の課税限度額(課税の上限額)が、平成24年度分から次のとおり変更になります。

国民健康保険税課税限度額の改正内容

区分	現行	平成24年度分
基礎賦課(医療給付)分	500,000円	510,000円
後期高齢者支援金分	130,000円	140,000円
介護納付金分	100,000円	120,000円
計	730,000円	770,000円

この改正により、基礎賦課(医療給付)分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算した課税限度額は、平成23年度に比べ4万円引き上げられました。

お問い合わせ

財務課税務係 ☎ 68-7002(直通)

コンビニで税金が納付できるようになります

4月1日から、コンビニエンスストアでも道町民税や軽自動車税などの町税が納められるようになります。

金融機関や役場(支所含む)での窓口納付、口座振替に加え、町民のみなさんに身近なコンビニエンスストアを活用することで、より便利に納税いただけるようになるためのものです。これにより、土・日曜や祝日、夜間などコンビニの営業時間内であればいつでも町税をお支払いいただくことができます。



取り扱いができるのは次の4税

- ・個人道町民税
 - ・固定資産税、都市計画税
 - ・軽自動車税
 - ・国民健康保険税
- 各種使用料なども導入にむけ検討する予定です。

口座振替で納付されている方は、これまでどおり口座からの引き落としとなります。コンビニ納税について詳しくは来月号以降でお知らせします。

お問い合わせ

財務課税務係 ☎ 68-7002(直通)

森林を所有した場合は届出が必要です

昨年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、新たに森林の土地の所有者となった方に市町村への届出が義務付けられました。

届出の対象となる方

個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方(ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方を除く)

届出期間

森林の土地の所有者となった日から90日以内に届出

届出事項

- ・届出者と前所有者の住所・氏名
- ・所有者となった年月
- ・所有権移転の原因
- ・土地の所在場所、面積、土地の用途 など

添付書類に登記事項証明書(写し可)、土地売買契約書などが必要です。詳しくはお問い合わせください。



お問い合わせ

産業課林務畜産係 ☎ 68-7008(直通)
留萌振興局産業振興部林務課 ☎ 0164-42-8457

体育施設を定期利用する団体は申込みを

平成24年5月～10月の期間中に町内の各体育施設の定期利用を予定しているサークル・団体は、使用団体登録票を提出してください。

平成23年度使用団体には個別にお知らせしています。

体育施設

- 総合体育館アリーナ
- 羽幌中学校体育館
- スポーツ公園
- 南町グラウンド
- テニスコート
- 武道館

提出期限 4月5日(木)



提出・お問い合わせ

(総合体育館アリーナ)総合体育館 ☎ 62-6030
(その他の施設)社会教育課社会教育係 ☎ 62-5880

農業に携わっている方に補助金を交付

町では、安定した農業生産活動の確保、担い手の育成を目的に農家の方に対して補助金を交付します。補助割合や申請方法など詳しくはお問い合わせください。



▶施設改修に対するの補助

対象 町内に住所がある農業経営者で、占有する農道や橋りょう、送電施設などを改修する場合
補助額 上限100万円

▶農業後継者に対するの補助

対象 町内に住所があり農地法に定める農地取得の資格がある方で、農地購入・賃借を受ける場合
補助額
・所有権移転の場合 上限100万円
・賃貸借契約の場合 年間上限20万円(5年間)

条件によっては補助を受けられない場合があります。

申請・お問い合わせ

産業課農政係 ☎ 68-7008(直通)

中山間地域等直接支払制度の実施状況

この制度は、平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域等の多面的機能を確保する観点から交付金を交付し、担い手育成など農業生産活動の維持を通して、耕作放棄の発生を防止するなど地域農家を支援するものです。

平成23年度の取り組み状況

- ・農地、法面、水路、農道の適正管理
- ・農地と一体となった周辺の管理
- ・農業生産の効率化及び土地生産性の向上を目的とした活動推進
- ・担い手団体への支援
- ・農用地等保全体制整備

平成23年度の対象面積は約987ha、農家数等は152件(うち生産組合2件、その他2件)で、交付金総額は84,856千円余りとなっています。

お問い合わせ

産業課農政係 ☎ 68-7008(直通)

特別給付金の請求は3月31日までです

戦後強制抑留者のみなさまへ

旧シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求期限が迫っています。対象となる方でまだ請求が済んでいない場合は、お早めに手続きをしてください。

対象 旧ソ連邦又はモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方

請求受付期間 平成24年3月31日(土)まで 消印有効

請求・お問い合わせ

独立行政法人 平和祈念事業特別基金
☎ 0570-059-204(ナビダイヤル)
ホームページ: <http://www.heiwa.go.jp/>

お風呂のないご家庭に入浴割引券

3月21日(水)から申請を受け付けます

町では、お風呂のないご家庭に「いきいき交流センター(はぼろ温泉サンセットプラザ)」の入浴割引券をお渡しします。忘れずに申請してください。

対象者 羽幌町に住所があり、お住まいにお風呂がない方(間借り・アパート・借家を含みます)

申請に必要なもの

- ・健康保険証などの身分を証明できるもの
- ・印鑑(シャチハタ印は使えません)

申請先 役場1階 総合窓口

割引後の入浴料金 乳幼児(3歳以下)は無料です。

- ・大人(中学生以上) 420円 割引額 130円
- ・小人(小学生以下) 70円 割引額 210円

有効期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

※いきいき交流センターとは

住民の健康を増進する場として町が「はぼろ温泉サンセットプラザ」内に設置している公の施設です。



申請・お問い合わせ

町民課町民生活係 ☎ 68-7003(直通)

2月の交通事故・消防に関するお知らせ

羽幌警察署並びに消防署から2月の各件数などのお知らせです。

交通事故情報

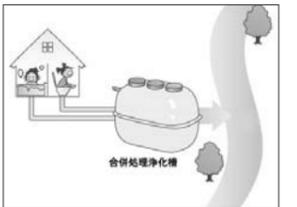
区分	当月	(1月からの累計)
発生件数	4件	(5件)
死者	0人	(0人)
負傷者	6人	(7人)

消防情報

区分	当月	(1月からの累計)
救急出動	33件	(62件)
搬送人員	38人	(69人)
火災件数	0件	(2件)
損害額	0円	(0円)
死者	0人	(0人)
負傷者	0人	(0人)

合併処理浄化槽の設置費用を補助します

町では、公共下水道区域以外で合併処理浄化槽を設置する方に対し、その工事費の一部を補助しています。申請方法など詳しくはお問い合わせください。



合併処理浄化槽とは

台所や洗濯、風呂などから出る生活雑排水をし尿とあわせて処理する浄化槽のこと

補助対象地域

天売・焼尻・築別・曙・朝日の一部・寿町の一部・中央・平・上羽幌・高台・汐見地区

補助限度額

人槽区分	市街地区	離島地区
5人槽	352,000円	411,000円
6～7人槽	441,000円	514,000円
8～10人槽	588,000円	686,000円

申請・お問い合わせ

町民課環境衛生係 ☎ 68-7003(直通)

4月の保健・子育てカレンダー

町内の保健事業や子育て教室などの日程をお知らせします。

また、毎週火・金曜日の9時30分からは、0歳から6歳までの幼稚園・保育園に未入園のお子さんとその保護者を対象に「うさこちゃんあそびの広場」を開催しています。会場はすこやか健康センターです。

日程	事業	受付・実施時間	会場
5日(木)	毎くらぶ	午前9:30～	健康センター
9日(月)	小毎くらぶ	午前9:30～	健康センター
11日(水)	あいあいサークル	午前9:30～	健康センター
16日(月)	毎くらぶ	午前9:30～	健康センター
25日(水)	あいあいサークル	午前9:30～	健康センター
26日(木)	小毎くらぶ	午前9:30～	健康センター

乳幼児健診の日程は調整中です。決まり次第、対象者に直接通知します。

お問い合わせ すこやか健康センター内
福祉課保健係 ☎ 62-6020

献血にご協力をお願いします

移動献血車が巡回します。場所と時間は次のとおりです。みなさんのご協力をお願いします。



3月27日(火)

■旧NTT羽幌営業所前	午前9:00～午前10:20
■留萌信用金庫羽幌支店駐車場	午前10:40～正午
■川北老人福祉センター前	午後1:15～午後2:30
■羽幌町役場前	午後2:50～午後4:30

3月28日(水)

■北海道銀行羽幌支店前	午前9:00～午前10:20
■北るもい漁業協同組合前	午前10:40～正午
■すこやか健康センター前	午後1:15～午後2:30
■道立羽幌病院駐車場	午後2:50～午後4:30

お問い合わせ
福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004(直通)

相談



4月の定例相談

年金相談

相談日の一週間前までにご予約ください。

日時 4月12日(木) 午前10:00～午後4:00

会場 役場4階 大会議室

予約・お問い合わせ

日本年金機構留萌年金事務所 ☎ 0164-43-7211

行政相談

行政に関することをご相談ください。

日時 4月11日(水) 午前9:00～正午

会場 役場1階 相談室

お問い合わせ 町民課総合受付係 ☎ 68-7003(直通)

心配ごと相談

住民のみなさんの心配ごとの相談に応じています。

日時 4月20日(金) 午後1:30～午後4:00

会場 勤労青少年ホーム

お問い合わせ 羽幌町社会福祉協議会 ☎ 69-2311

健康相談

保健師と栄養士による健康相談です。

月日 4月24日(火)

会場 川北老人福祉センター(午前10:00～午前11:30)

すこやか健康センター(午後1:00～午後3:00)

お問い合わせ すこやか健康センター内

福祉課保健係 ☎ 62-6020

健康



4月の急病診療当番医

道立羽幌病院については、土・日曜日及び祝日を含め救急診療に対応しています。

15日(日) 加藤病院(南6条5丁目)
☎ 62-1005



バラ園・朝日公園の作業員を募集します

次のとおり公園作業員(産業課臨時職員)を募集します。希望される方はご応募ください。

勤務場所 はばろバラ園、朝日公園

募集人員 4名

勤務内容 施設・設備の維持管理

資格要件

- ・羽幌町に住所を有し、通勤可能な方(在住予定者含む)
- ・普通自動車免許を有する方
- ・刈払機の取扱い経験がある方

勤務時間 午前8:45～午後5:30(休憩1時間)

雇用期間 平成24年5月1日～平成24年10月31日

土曜・日曜・祝日を除きます。

賃金 日額 7,000円

保険等 社会保険、雇用保険、非常勤公務災害に加入

応募・選考方法

市販の履歴書(顔写真貼付)に必要事項を記入し、期限までに役場産業課まで持参してください。なお、随時面接を行いますので応募受付は平日の午前9:00～午後5:00とします。 郵送不可

応募期限 平成24年3月30日(金) 正午まで

応募・お問い合わせ

産業課観光振興係 ☎ 68-7007(直通)

いちい大学新入生を募集しています

羽幌町在住の60歳以上の方のための大学です。生きがいのある充実した生活をつくるための学習と交流の場で、年に一度、作品展も開催します。あなたもいちい大学に入学して活動してみませんか。

対象 町内の60歳以上の方

授業料 無料(ただし、学生自治会費など若干必要です)

申込期限 3月31日(土)まで



申込・お問い合わせ 中央公民館内
社会教育課社会教育係 ☎ 62-5880

中小企業者のみなさまへ

羽幌町の融資制度を一部変更しました

中小企業の育成と経営合理化の促進を目的に実施している融資制度の内容を次のとおり一部改正しましたので、お知らせします。



特別融資制度

借入利率の年1.0%を超える部分の利子を町が負担する特例期間を3年間延長し、平成27年3月31日までとしました。

新規貸付だけでなく、すでに借り入れしていて償還している資金も対象となります。

特別小口貸付制度

貸付の際、今後は原則、北海道信用保証協会の保証が必要となります。なお、保証料は後日、町が全額補てんします。

お問い合わせ

産業課商工労働係 ☎ 68-7007(直通)

募集



着物着付けサークルの会員募集

和装、日本古来の伝統である着物着付けをサークルで楽しく学んでみませんか？まずは見学をお待ちしています。

例会日 毎月第1・3月曜日

場所 中央公民館3階 和室

講師 伊藤 一子 先生



申込・お問い合わせ
着物着付けサークル(堀川) ☎ 62-1127